

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1795号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（規則第6-247号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職 名 等	資 格 要 件	職 名 等	資 格 要 件
水産業普及指導員	(1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学を除く。）、 <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、次のいずれかに該当する期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの</u> ア (略) イ 学校教育法による大学、水産大学校又は <u>一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校</u> において水産業に関する試験研究又は教育に従事した期	水産業普及指導員	(1) (略) (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、次のいずれかに該当する期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの ア (略) イ 学校教育法による大学、水産大学校又は <u>財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校</u> において水産業に関する試験研究又は教育に従事した期間

	間 ウ (略)			ウ (略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。